

平成26年第2回紀の川市議会定例会 第4日

平成26年6月13日（金曜日） 開 議 午前 9時28分

散 会 午前 9時43分

◎議事日程（第4号）

- 日程第1 報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市税条例等の一部改正について）
- 報告第 2号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市都市計画税条例等の一部改正について）
- 報告第 3号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市国民健康保険税条例の一部改正について）
- 報告第 4号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度紀の川市一般会計補正予算（第5号））
- 議案第77号 工事請負契約の締結について（麻生津簡易水道区域拡張（その1）工事）
- 日程第2 議案第78号 紀の川市税条例の一部改正について
- 議案第79号 平成26年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）について
- 議案第80号 平成26年度紀の川市調月財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第81号 訴えの提起について
- 議案第82号 紀の川市道路線の認定について
- 議案第83号 紀の川市道路線の廃止について
- 日程第3 請願第 1号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第4号）のとおり

出席議員（21名）

1番 並松八重	2番 太田加寿也	3番 船木孝明
4番 中尾太久也	5番 仲谷妙子	6番 大谷さつき
7番 石脇順治	9番 榎本喜之	10番 坂本康隆
11番 亀岡雅文	12番 村垣正造	13番 竹村広明
14番 杉原勲	15番 西川泰弘	16番 堂脇光弘

17番 室谷伊則 18番 上野健 19番 石井仁
 20番 川原一泰 21番 森田幾久 22番 高田英亮

○欠席議員（1名）

8番 中村真紀

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村慎司	副市長	田村武
市長公室長	林信良	企画部長	上山和彦
総務部長	竹中俊和	市民部長	中邨勝
地域振興部長	宇田美千子	保健福祉部長	服部恒幸
農林商工部長	岩坪純司	建設部長	福岡資郎
国体対策局長	畑野孝典	会計管理者	吉田靖
水道部長	田村佳央	農業委員会事務局長	米田昌生
教育長	松下裕	教育部長	山本弘茂
総務部財政課長	杉本太		

○議会事務局職員

事務局長	城山義弘	議事調査課長	中野朋哉
議事調査課課長補佐	田中啓吾	議事調査課係長	藤田郁也

（開議 午前 9時28分）

○議長（高田英亮君） おはようございます。

本日は、提案されております議案につきまして、総括質疑及び委員会付託を行い、また一部採決もお願いしたいと思います。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまからお手元に配付の日程のとおり、平成26年第2回紀の川市議会定例会4日目の会議を開きます。

議事に入ります。

日程第1 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市税条例等の一部改正について）から
議案第77号 工事請負契約の締結について（麻生津簡易水道区域拡張（その1）工事）まで

○議長（高田英亮君） 日程第1、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市税条例等の一部改正について）から、議案第77号 工事請負契約の締結について（麻生津簡易水道区域拡張（その1）工事）までの5件を一括議題といたします。

ただいま議題としました5件については、過日既に当局の提案説明が終了しております。お諮りいたします。

ただいま議題となっております報告第1号から報告第4号及び議案第77号の計5件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本日、質疑、討論、採決まで行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第1号から報告第4号及び議案第77号については、本日、質疑、討論、採決まで行うことに決しました。

それでは、報告第1号から報告第4号及び議案第77号について、順次、質疑、討論、採決を行います。

最初に、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市税条例等の一部改正について）に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、報告第1号に対する質疑を行います。

報告第1号については、質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

次に、報告第1号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは、報告第1号について、採決を行います。

お諮りします。

報告第1号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第1号は、原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市都市計画税条例の一部改正について）に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、報告2号に対する質疑を行います。

報告第2号についても、質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

次に、報告第2号に対する討論を行います。

討論、ありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは、報告第2号について、採決を行います。

お諮りします。

報告2号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第2号は、原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市国民健康保険税条例の一部改正について）に対する、質疑、討論、採決を行います。

まず、報告第3号に対する質疑を行います。

発言の通告がありますので、発言を許可いたします。

19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（自席） おはようございます。

議長の許可を得まして、質問をいたします。

今回の改正は、国保税の賦課限度額の引き上げと法定軽減の拡充という二つの柱での改正が行われます。賦課限度額の引き上げについては、平成23年4月以来の見直しで、全体で77万円から81万円へと引き上げられるということと、法定軽減の拡充は、軽減の対象となる所得の範囲が広がって、また5割軽減で言えば単身世帯も対象になるということで、加入者の中での軽減世帯の割合も6割近くになるのかなということで理解をしています。

そこでお聞きをしたいのは、今回の改定によって、加入者にとってどういう影響があるのかということと、それから国保会計にとってはどうなのかということでお聞きをしたい

と思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（自席） おはようございます。

はじめに、まず国民健康保険税の本算定時の国民健康保険への加入状況について、一般分、退職分を合わせた全体分の数値を申し上げます。

世帯数ですが、平成26年度は1万992世帯で、平成25年度と比較しますと54世帯が減少しています。被保険者数では、平成26年度は2万213人で、平成25年度と比較しますと377人が減少しています。

そこで、今回の賦課限度額と法定軽減の5割軽減、2割軽減の所得判定基準額の改定によるそれぞれの影響ですが、賦課限度額では、これも全体分で申し上げますと、平成26年度は190世帯で、平成25年度と比較しますと23世帯の増加となっております。要因といたしましては、平成25年度と比較しますと、課税標準額が約3億円の増加となっていることから、賦課限度超過世帯の所得が大きく伸びたことによるものと推測いたします。

次に、法定軽減の所得判定基準額の改定ですが、これもさきの賦課限度と同様に、全体部で申し上げますと、5割軽減では、平成26年度では1,457世帯で、平成25年度と比較しますと735世帯の増加となっております。所得判定基準額を引き上げたことにより、今までは2割軽減の適用を受けられていたと思われる世帯の方が、5割軽減の適用を受けられたものと推測いたします。また、2割軽減では、平成26年度で1,345世帯、平成25年度と比較しますと96世帯の減となっておりますが、所得判定基準額を引き上げたことにより、今までは2割軽減の適用を受けられていたと思われる世帯の方が5割軽減の適用へ移行し、2割軽減の適用がなかった世帯の方が新たに2割軽減の適用を受けられたものと推測いたします。

このことから、低所得階層の世帯の方々に対して、従来の軽減適用がさらに拡充されて、より一層の税負担の軽減が図られたものと考えるところでございます。また、加入者への影響はということですが、賦課限度額を4万円引き上げたことにより、加入者にとっては負担増となるものと思われまます。

次に、法定軽減の所得判定基準額の改定については、軽減の適用を受ける加入者にとっては課税額が減じますので、負担の軽減になるものと思われまます。

最後に、国民健康保険特別会計への影響ですが、賦課限度額を4万円引き上げたことから、総課税額は増加するものと思われまます。また、法定軽減の改定による影響ですが、5割、2割、それぞれの軽減制度適用による保険税減額分の補填として、国、県、市から保険基盤安定制度負担金等として歳入されますので、影響はないと思われまます。

以上です。

○議長（高田英亮君） 再質問はございませんか。

〔石井議員「なし」という〕

○議長（高田英亮君） 以上で、質疑を終結いたします。

次に、報告3号に対する討論を行います。

討論、ありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは、採決を行います。

この採決は、起立により行います。

お諮りいたします。

報告第3号 専決処分の承認求めることについて（紀の川市国民健康保険税条例の一部改正について）は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高田英亮君） 全員起立です。

したがって、報告第3号は、原案のとおり承認されました。

続きまして、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度紀の川市一般会計補正予算（第5号））に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、報告第4号に対する質疑を行います。

報告第4号についても、質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

次に、報告第4号に対する討論を行います。

討論、ありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは、報告第4号について、採決を行います。

お諮りします。

報告第4号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第4号は、原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、議案第77号 工事請負契約の締結について（麻生津簡易水道区域拡張（その1）工事）に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第77号に対する質疑を行います。

議案第77号についても、質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

次に、議案第77号に対する討論を行います。

討論、ありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは、議案第77号について、採決を行います。

お諮りします。

議案第77号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第2 議案第78号 紀の川市税条例の一部改正について から
議案第83号 紀の川市道路線の廃止について まで

○議長（高田英亮君） 続きまして、日程第2、議案第78号 紀の川市税条例の一部改正についてから、議案第83号 紀の川市道路線の廃止についてまでの6議案を一括議題といたします。

ただいま議題となっております6議案についても、既に当局の提案説明が終了しておりますので、本日は総括質疑を行います。

ただいま議題となっております6議案についても、質疑の通告がありませんので、これで質疑を終結いたします。

議案第78号から議案第83号までの6議案については、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3 請願第1号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願について

○議長（高田英亮君） 続きまして、日程第3、請願第1号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願についてを議題といたします。

ただいま議題となっております請願については、お手元に配付の請願文書表のとおり、総務文教常任委員会へ付託いたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（散会 午前 9時43分）